

午前10時00分開会

永森委員長 おはようございます。

ただいまから、6月定例会予算特別委員会を開会いたします。

本委員会の運営に関し、理事会で決定した事項は既にお配りしてありますが、ここで特に質問者に申し上げます。

持ち時間は答弁を含めて60分となっております。その具体的な取扱いについては、理事会確認事項として、既に皆様方にお配りしている資料のとおりでありますので、留意の上、質問されますよう、改めてお願いいたします。

また、答弁者においては、簡潔な答弁に留意され、円滑な委員会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、委員席につきましては、ただいま御着席のとおりにしたいと思いますので、御了承願います。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

谷村一成委員の質疑及び答弁

永森委員長 谷村委員。あなたの持ち時間は60分であります。

谷村委員 自由民主党富山県議会議員会の谷村です。予算特別委員会のトップバッターです。

質問に先立ちまして、先日御逝去されました川上さんに対し、心より御冥福をお祈り申し上げます。川上さんとは同じ選挙区ということもあり、活動を共にする機会が多くありました。その中で、さすが川上さんだと感じる場面が幾度となくありました。35年間にわたる議員活動で培われた豊富な経験と、常に地域に寄り添いながら活動される姿勢からは、多くのことを学ばせていただきました。ここに改めて、これまでの御指導に深く感謝を申し上げまして、質問に入りたいと思います。

初めに、ニセ警察詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害

について質問いたします。

近年、特殊詐欺を取り巻く情勢は大きく変化しています。従来は高齢者を狙ったオレオレ詐欺や還付金詐欺が中心でしたが、現在は、警察官を装い捜査名目で現金をだまし取るニセ警察官詐欺や、SNSを通じて投資話や恋愛感情を利用して金銭をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺が急増しています。全国的にも被害は深刻であり、ニセ警察詐欺は特殊詐欺被害全体の多くを占めるまでになっており、SNS型投資詐欺、ロマンス詐欺も極めて高い水準で推移しているようです。

本県におきましても、今年に入ってから県の県内における特殊詐欺の認知件数は、5月末時点で68件と前年同期比27件増加しております。また、被害額は6億7,498万円に上り、前年同期の約2億円と比べて3.4倍となるなど、被害が深刻化しております。さらに、今月初めには県東部に住む60代男性が約2億円をだまし取られるSNS型ロマンス詐欺の被害も発生しており、その衝撃は記憶に新しいところであります。

このような中、被害拡大を防ぐためにも、検挙と抑止の両輪が必要であり、例えば、サイバー犯罪捜査官の捜査能力向上や、デジタル・フォレンジック、いわゆる電子鑑識技術の高度化などが必要ではないかと考えますが、ニセ警察詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺被害について、現在の被害状況をどのように認識しておられるのか。また、被害の拡大を食い止めるために、今後どのように対策を進めていかれるのか、高木警察本部長にお伺いいたします。

高木警察本部長 委員御指摘のとおり、本年1月から5月末までの県内における特殊詐欺の被害状況は、認知件数が68件と前年同期比で約1.7倍、そして被害額が約6億7,500万円で約3.4倍と極めて深刻な状況にあります。

中でも、御指摘のニセ警察詐欺、またSNS型投資・ロマン

ス詐欺の被害が顕著でありまして、これら3つの手口で認知件数全体の49%、被害額の84%を占めている状況であります。特殊詐欺被害を食い止めるには、社会全体でディフェンス力を向上することが重要であります。

県警察ではこれまで、巡回連絡など各種警察活動を通じた働きかけのほか、県警公式アプリのとやまポリスや、公式SNS等を活用した情報発信、また特殊詐欺被害ゼロ地区運動、官民合同会議、金融機関や通信事業者との協定締結などに取り組んでまいりました。

先月5月25日でありますけれども、犯人からの電話を受けない対策を強力に推進するため、官民合同会議を臨時開催いたしまして、関係団体等に協力要請をしたところであります。そして、検挙の面につきましては、本年5月末時点で、検挙件数が14件、検挙人数が7人でありまして、本年4月には、指示役である県外暴力団組織の組長を逮捕しております。

なお被疑者らは、匿名性の高いSNSの使用など、犯罪を巧妙化させておりまして、県警察では高いサイバー捜査能力を有する捜査員の増強に取り組んでおりますほか、高性能な解析用資機材などを活用しております。

引き続き、特殊詐欺の被害を防止するため、委員御指摘の抑止と検挙に全力で取り組んでまいり所存であります。

谷村委員 ただいまの御答弁で県警察としての捜査力の強化や、広報啓発に取り組まれていることは理解いたしました。今後とも、県民に対しても、しっかりとメッセージを伝えながら、今まで以上に強く発信していただくようお願いいたします。

先ほど、とやまポリスのお話もありましたが、次に、県警察公認アプリのとやまポリスについて質問いたします。

特殊詐欺対策におきましては、犯人を検挙することはもちろん重要ですが、それと同時に被害を未然に防ぐ取組が欠かせま

せん。特にニセ警察詐欺は、あなたの口座が犯罪に利用されているなどと突然電話がかかってくることもあり、事前に手口を知っているかどうかは被害防止の大きな分かれ目になると思います。そのため、県内で実際に発生している犯罪情報や最新の詐欺手口をできるだけ早く県民に届けることが重要であります。

そこでお伺いいたします。県警察では、令和7年3月から県警察公式アプリとやまポリスの運用を開始されていますが、県内で発生している犯罪のリアルタイムの手口を県民へ届けるなど、実効性のある情報発信や防犯対策が重要であると考えますが、どのように活用しておられるのか、県警察公式アプリとやまポリスの活用状況についてお伺いいたします。

高木警察本部長 県警察では、県民の自主防犯意識の向上を図るため、平成27年8月から事前に登録した方に対しまして、安全・安心に関する情報をメールで配信する富山県警察安全情報ネットを運用してまいりました。これに加え、今、委員から御指摘がありましたとおり、令和7年3月4日からは、富山県警察公式アプリのとやまポリスの運用を開始いたしました。本年5月末現在で約3万5,000件のインストールがなされているところであります。

このとやまポリスには、一番最初に御紹介いたしました富山県警察安全情報ネットの防犯情報が配信されておりまして、本年1月から5月までに、犯行の最新の手口情報を含む特殊詐欺情報を約400件、そして熊などの動物に関する情報を約150件、また、不審者情報を約100件など、計約800件の情報を配信しているところであります。

また、県内における街頭犯罪等の発生状況を公開した犯罪発生マップ、また防犯ブザー機能やチャット形式で特殊詐欺の危険度を簡易的に診断する機能も盛り込まれていることから、防犯対策の上で非常に有用なものとなっております。

実際に県内の80代男性がニセ警察官とのやり取りの最中に、このとやまポリスで配信された情報を見て、自分がだまされていることに気づいて、特殊詐欺の被害を避けられた事例を確認しております。

県警察では今後とも、とやまポリスのインストールを県民に積極的に呼びかけるとともに、とやまポリスなどを通じて、安全・安心に関する情報をタイムリーに提供してまいります。

谷村委員 とやまポリスのアプリは3万5,000件インストールされたとお聞きしました。やはり、アプリは導入しただけではなく、どれだけ多くの県民に利用していただけるかということが、非常に重要だと思っております。

現在の登録数をより多くしていけないといけないと思うのですが、その点について、何か目標を設定されていれば教えていただきたいと思います。

高木警察本部長 目標につきましては、他県の例を参考に、実は令和9年3月末ぐらいで2万件のダウンロードを目標としていたのですが、それを達成しておりまして、それ以降の目標はまだ設定はしていませんのですが、今事例を御紹介させていただいたとおり、まさに、とやまポリスの情報で詐欺被害を避けられた事例もございますので、今後も積極的にとやまポリスのインストールを県民の皆様呼びかけていきたいと思っております。

谷村委員 先ほど、話の中でもありましたが、本人がだまされたと気づくのがやはり大切だと思っております。そういった意味で次に相談体制の充実について質問いたします。

ニセ警察詐欺被害やSNS型投資詐欺被害の特徴は、被害者が冷静な判断を失いやすい点にあります。警察を名のる人物からSNSや電話で連絡が来た段階でパニックに陥ったり、SNS上で長期間にわたり信頼関係が築かれたりすることで、身近

な人に相談できないまま、結果として被害に遭ってしまうケースが多いのではないかと思います。

私は、被害を防ぐ最後の砦は相談であると考えています。不審に感じた段階で家族や警察に相談されれば妨げる被害は数多くあるはずです。そのため、県民に対する詐欺被害の周知や、不審に思った場合に、ちゅうちょなく相談し、不安を解消できる相談体制の充実に取り組む必要があると考えますが、詐欺被害等の防止のため、不審に思った県民が迷わず相談できる体制の充実について、どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

高木警察本部長 県警察におきましては、SNSや電話でお金のお話が出たら、家族や警察に相談してくださいと呼びかけておりまして、警察本部や各警察署で常時相談を受け付けておりますほか、警察相談専用電話＃9110、県警ホームページに特殊詐欺等の相談フォーム等を設けて24時間365日相談を受け付ける体制を取っております。

令和7年に県警察において実施いたしました、県内の特殊詐欺被害者に対するアンケート調査では、「被害に遭う前に誰にも相談していない」が約9割を占めております。この相談しなかった理由で一番多かった回答は、詐欺だと思わなかったというものでありまして、多くの被害者の方が詐欺被害に遭っていることに気づいていないため、相談に至っていないという実態があります。

県警察では、いち早く詐欺だと気づいてもらうために、とやまポリスの例も御紹介いたしましたけれども、各種広報媒体による注意喚起や情報発信を行っておりますほか、警察からの発信では情報が届きにくい層への働きかけといたしまして、民間団体、企業や地域住民の方々と連携した取組を展開しております。

また、被害防止の要として、犯人からの電話を物理的に受けないための対策が非常に有効であると考えております。固定電話における国際電話の利用休止手続、また、携帯電話にかかってくる詐欺電話番号をブロックする警察庁の推奨アプリのインストール、この２つの対策を実践していただくよう県民に強く呼びかけております。

引き続き県民が被害に遭わないための対策を全力で推進してまいりまいる所存であります。

谷村委員 県民がためらわず相談できる環境づくりを引き続き進めていただきたいと思います。

次に、県庁業務におけるＡＩの活用について質問いたします。

本県では、生成ＡＩを全庁的に導入し、職員の業務効率化と県民サービスの質の向上に取り組んでおられ、中でも県公式ホームページには、ＡＩチャットボットのＡＩさくらさんを導入し、年間約３万７,０００件の問合せに自動対応し、年間約２,９００時間の業務を削減するなど、全国に先駆けた具体的な成果を上げておられます。

突発的に入る電話対応は職員の集中を中断させ、超過勤務を生む大きな要因の一つであり、この一次対応をＡＩが代替したことは、現場の負担軽減に大きく寄与していると高く評価できるものであり、その他を含め本県では、ＡＩの活用が進んでいると認識しており、ぜひ全国をリードしていただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。これら効率的な事例の横展開等を通じ、全庁的な業務効率化につなげることが必要と考えますが、県庁業務におけるＡＩの活用について、これまでの取組による課題及び効果を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるのか、新田知事にお伺いいたします。

新田知事 富山県庁の取組を大変高く御評価いただきまして、あ

りがとうございます。

人口減少下ではありますが、世帯数は増えています。また、県民の皆様が、私どもの行政に求められる、あるいは期待される水準はどんどん高くなっています。

そのような中で、職員が高付加価値の業務に力を入れ、そして行政サービスの質を維持するだけでなく向上させていくためには、デジタルの活用、特にこのＡＩの活用は不可欠だと思います。

富山県では県内の市町村も含めて積極的にＡＩの活用を進めていまして、総務省の調査に基づく生成ＡＩ導入自治体数の伸び率、これは令和５年から令和７年での調査ですが、富山県が伸び率では全国１位となりました。委員御紹介のＡＩチャットボットも活用しております。

生成ＡＩ、また、それに加えまして生成ＡＩシステムのチャットＡＩも導入しています。昨年度庁内全体で計１９万８,０００回の利用がありました。文書作成、要約、アイデア出しなどで、業務の推進に大きく寄与しています。

ＡＩの活用に当たってはセキュリティー、あるいは正確性の確認、職員のＡＩリテラシーの向上などが課題だと考えておりまして、業務での適正利用と活用の推進に向けて、西副知事をＡＩ統括責任者、ＣＡＩＯに任命し、全庁的な推進体制を強化したところです。

その上で、ＡＩの活用をさらに高度化するために、業務手順や資料案の作成など、特定業務の自動化を担うＡＩエージェントの活用にも取り組みたいと考えています。現在、まずは旅費計算などを支援するＡＩの開発を進めているところです。さらに来月の２９日には、日本マイクロソフトの業務執行役員の方をお招きし、県、市町村の職員向けのセミナーを開催する予定になっております。

こうした事業者とも連携して、最新の知見を取り入れることで、業務効率化、県民サービスの向上につなげて全国の自治体をリードしていきたいと考えます。

谷村委員 よく理解できました。生成 A I の活用による業務効率化や県民サービス向上に一定の成果が出ていることを確認いたしまして、引き続き環境づくりを進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、広域連携による地方公務員の人材確保について 2 点質問いたします。

少子化の進行に伴い、民間企業の採用意欲が高まる中、地方公務員の人材確保は全国的に厳しさを増しております。

本県におきましても、市町村では、福祉、保健、消防等、住民生活に直結する重要な行政サービスを担っておりますが、採用試験の受験者数の減など人材確保に苦慮しているとの声を耳にしております。特に小規模な自治体では、将来的な人材不足による行政サービスの維持への不安も高まっているのではないのでしょうか。

そこで、県内市町村の職員採用における倍率や受験者数等の推移について、県としてどのように把握し、人材確保上の課題をどのように認識しておられるのか、塗師木地方創生局長にお伺いいたします。

塗師木地方創生局長 県内市町村全体の職員採用につきまして、直近の令和 6 年度までの 5 年間の推移を見ますと、受験者数につきましては令和 2 年度に 1,561 人だったものが、令和 6 年度は 1,353 人と、ここ 5 年間で 208 人、13.3% 減少しております。また、競争倍率につきましても、令和 2 年度は 2.93 倍が、令和 6 年度では 2.39 倍となっております、ここ 5 年間で 0.54 倍減少しているところです。

このように、委員から御指摘がございましたとおり、近年、

市町村職員の志願者数の減少が続いてきておりまして、この結果、市町村によっては競争倍率で1倍台が続いているところや、大学卒を対象とした土木技術職など職種によっては採用に至らないといった事態も生じているところです。

この主な要因としましては、人口減少による人材不足に起因する民間企業との競合が激しくなっていることなどが考えられます。こういった厳しい状況を踏まえまして、各市町村でも採用試験における社会人経験枠の新設や、通年募集、さらには一旦離職した方に戻っていただくカムバック採用枠を取り入れるなど、創意工夫を凝らして人材確保に努めているところです。

一方、小規模な市町村におきましては、職員採用に充てられる予算や人員体制、マンパワー、さらには担当者のノウハウなどのリソースが限られているといったこともございますし、また、職員として働く魅力などの採用に関する情報発信について、なかなか単独の自治体で発信をしても就職希望者等に届きづらいといった課題があると認識をしています。

谷村委員 人口減少が進む中、この問題は一時的なものではなく、今後さらに深刻化していくことが懸念されます。ぜひ、県におきましても市町村任せにするのではなくて、県全体の課題と捉えて市町村と連携しながら積極的に進めていただきたいと思います。まして、次の質問に行きます。

人材確保の課題は、個々の市町村だけでは解決できる段階を超えつつあるのではないのでしょうか。特に小規模な市町村や一部事務組合では、限られた予算や人員の中で、広報活動や採用試験を継続することに限界も見え始めております。行政サービスを将来にわたり維持していくためには、市町村の枠組みを超えた広域的な取組が必要であり、県が主導的な役割を果たし、市町村と連携しながら人材確保を進めていく時期に来ていると考えます。

例えば、県と市町村が共同で採用試験やP R活動を導入するとともに、一般行政職員など、県、市町村で共通する職種に加え、消防職員など市町村独自の職種についても、一体的に魅力発信を行う工夫が必要ではないでしょうか。

そこで、行政サービス維持の観点から、市町村職員の安定的な確保に向け、県が中心となって、市町村と連携した取組を進めるべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

塗師木地方創生局長 単独の市町村ではなかなか公務人材の確保が難しくなるというのは本当に委員がおっしゃるとおりだと思っております。その中で、県が市町村と連携しまして人材確保に取り組んでいくということは非常に重要であると考えております。

総務省の持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会の報告書におきましても、都道府県が市町村の人材の確保を支援するなど、公務人材の確保についてさらに踏み込んだ対応が必要とされているところでございます。

今年度から新たに県内の各市町村の採用試験やインターンシップの情報を、委員の御指摘がございました消防の職員なども含め、県のホームページで一元化して情報発信をしております。さらに、県内では初めての取組といたしまして、県と全15市町村による合同イベント——とやま公務員しごと研究フェアを8月11日に開催をしたいと考えております。

お盆に近い時期ですので、帰省される方などもいらっしゃるかと思います、こういったところで県と市町村で連携して、各自治体で働く魅力などのP Rタイムを設けたり、さらにはブース交流会なども実施をいたしまして、学生などが複数の団体を比較しながら、理解を深めることができる取組でございまして、自身の希望に合った就職先も、複数と比較することで見つけやすくなると考えております。

さらに、限られた人材で行政サービスを維持することも重要でございますので、県の、未来へつなぐ行政サービスのあり方検討会での議論も踏まえまして、県道と市道の維持管理業務を一体的、効率的に行う群マネの試行や、県の農林振興センターのサテライトデスクを市役所内に設置して、市と共同して農業者を支援する取組を試行したり、さらには、デジタル人材の確保が非常に困難になってきておりますので、県がまとめてデジタル人材を確保して市町村に派遣するなどの支援をする取組、こういった様々な取組を行ってまいりたいと考えております。こういった取組を通じて、県と市町村が連携をして人材の確保、活用を進めてまいりたいと考えております。

委員が御指摘のとおり、市町村任せにするのではなくて、県としてもしっかり課題認識を持って、市町村とタッグを組んで持続可能な行政サービスの提供につなげてまいりたいと考えております。

谷村委員 市町村との連携をさらに強化していただきまして、様々な取組を進めていっていただければと思います。

続きまして、問2の1点目、富山地方鉄道鉄道線の在り方について質問いたします。

先月、富山地方鉄道鉄道線再構築検討会が開始されました。人口減少や利用者減少が進む中、富山地方鉄道鉄道線を今後どのように維持し、持続可能な交通ネットワークとして再構築していくのかについて、県が主導する初めての議論がスタートしたと理解しております。検討会では、県東部全体の地域活性化のためにも、行政がしっかり支えながら、本線全区間を維持すべきとの有識者からの意見に賛同する声が上がった一方で、あの風とやま鉄道との並行区間は不要ではないかといった市民の声も紹介されるなど、地域や立場による考え方の違い、いわゆる温度差も浮き彫りになったと伺っております。

こうした議論が行われていること自体は大変重要であります
が、地域に根差した交通網とするためには、沿線住民や利用者
の声を抜きに決定することはできないと思います。採算性や利
用実績といったデータに加え、日々利用している住民や沿線地
域の生の声を丁寧に反映していくことが不可欠であると考えま
す。

7月頃には次回の検討会が開催される予定と伺っております
が、社会インフラとして公が支えるという県の基本姿勢や公共
交通がもたらす社会的価値を丁寧に提示した上で、住民に自分
たちの地域の足をどう育て、残すかを問いかけ、方向性を決定
する必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。富山地方鉄道鉄道線の在り方の検
討に当たり、沿線住民や利用者の生きた声をどのように政策へ
組み込み、今後の方向性の決定や合意形成につなげていくのか、
新田知事の所見をお伺いいたします。

新田知事 富山地方鉄道鉄道線の在り方の検討に当たっては、ま
ずは沿線自治体や地元の関係者による議論を積み重ねていくこ
とが必要です。これは城端線・氷見線の経験に従って我々はそ
う考えたわけですけれども、そのため分科会を設置し議論をし
てまいりました。

沿線の自治体では沿線住民との意見交換が実施されるなど、
議論が一定程度深まってきたと判断しまして、先月、県が再構
築の検討会を立ち上げました。

これまでも、地域交通を考える上での主役は住民の皆さんで
すということを申し上げてまいりました。持続可能で最適な地
域交通サービスの実現に向けて、住民の皆さんに自分事として
考えていただくため、検討状況などに関する正確な情報を伝え
御意見を把握することは重要だと認識しています。

このため検討会、部会は共に、全て公開で実施しておりまし

て、会議資料や議事録などは、可及的速やかに県のホームページで公開をしています。先月の検討会では、これらの公表資料をぜひ沿線自治体において住民の皆さんとコミュニケーションを図る際に活用いただければありがたいということも申し上げました。

今後は、委員が御指摘のように、直接、地域住民の方々の声をお聞きすることも大切であると考えます。例えば、城端・氷見線再構築の際にも開催しましたが、県の事業や取組を分かりやすく説明する場として、出前県庁しごと談義ということをやっており、その活用も検討していきたいと考えます。

谷村委員 沿線住民や利用者の声を重視しながら議論を進めていく考えを理解いたしました。

続きまして、M a a S について質問いたします。県はこれまで、スマートフォンアプリを活用したM a a S の実証やサービス導入など、デジタル技術を活用した移動利便性の向上に取り組んでこられました。交通情報の一元化やキャッシュレス決済の導入など、一定の成果はあったものと認識しております。

しかしながら、県民の日常的な移動利便性の向上や、公共交通の利用拡大という観点から見ると、M a a S が県民生活に広く浸透しているとは言い難く、全県的な普及にはなお課題が残されているのではないのでしょうか。

今後は、個々の交通事業者ごとのサービスをつなぐだけではなく、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、さらには再構築が進められている城端線・氷見線などの幹線交通を軸に、地域に網の目のように張り巡らされている路線バスや市町村のコミュニティ交通、デマンド交通、さらにはタクシーまでを、シームレスに結びつける富山版M a a S の構築が必要であると考えます。

利用者が出発地から目的地まで、検索、予約、決済を一体的

に行うことができる環境を整備することで、公共交通の利便性が向上するだけでなく、自家用車に依存しない移動の選択肢を広げることにもつながるものと考えておりますが、M a a Sに関するこれまでの取組の成果と課題をどのように認識しているのか、また、それらを踏まえ今後県としてどのように取組を発展させていくのか、田中交通政策局長にお伺いいたします。

田中交通政策局長 M a a S アプリ「m y r o u t e（マイルート）」については、令和４年10月に県内全域での運用を開始し、富山―高岡間に加えて、岩瀬、新湊・小杉エリアを様々な公共交通機関を利用して周遊するのに便利な、「とやま１日乗り放題きっぷ」などのチケットを造成、販売してまいりました。

また、県が実施する「電車・バスで行こう！」キャンペーンでは、県内の鉄軌道や市町村のコミュニティーバスなど、幅広い路線で利用できるデジタルチケットを販売しております。具体的に申し上げますと、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線や路線バス、また13の自治体のコミュニティー交通も利用可能となっておりまして、今年２月から３月にかけて実施いたしました第４弾のチケット販売枚数は4,694枚ということで、一昨年秋に初め実施したときは988枚だったのですけれども、約4.7倍に増えており、公共交通の利用につながっております。

こうした取組により、M a a S アプリマイルートのダウンロード数や、チケットの販売枚数は着実に増加しているものの、委員からも御指摘がありましたけれども、さらに認知度を高めて、利用を伸ばしていくことが課題と考えております。

このため、今年度新たに地域交通戦略・マイルート普及推進事業を実施し、全県で普及を図るため、全ての市町村を巡回しマイルートの活用方法やデジタルチケットが便利でお得なことを周知することとしております。

県としましては、さらに利便性向上が図られるよう、M a a

Sの充実に向けて努力してまいります。

谷村委員 今お聞きしまして、全県での普及を目指して取り組んでいることがよく理解できました。

次に、関西電力との包括連携協定について質問いたします。

本県は、豊かな水資源に恵まれ、全国有数の水力発電県として発展してまいりました。近年、企業の脱炭素経営への関心が高まる中、再生可能エネルギーを安定的に確保できる地域であることは、企業立地や産業振興における大きな競争力となっています。

こうした中、県は先月、関西電力と包括連携協定を締結されました。この協定は、本県の豊富な再生可能エネルギー資源を生かしながら、地域経済の活性化や脱炭素社会の実現を目指すものであり、大変意味深い取組であると感じております。

特に近年は、データセンターや半導体関連産業をはじめ、多くの電力を消費する企業において、再生可能エネルギーの確保が立地判断の重要な要素となっています。本県が有する豊富な水力発電資源は、こうした企業を呼び込む大きな強みと可能性を秘めております。

一方で、関西電力が保有する電力を県内で利用するためには、制度面や供給の仕組みなど様々な課題もあると承知しております。

そこでお伺いいたします。関西電力との包括連携協定を踏まえ、本県の豊富な再生可能エネルギーを企業誘致や産業振興にどのように生かしていくのか。また、どのように協議を進めていくのか、実現に向けた方策と併せて、新田知事にお伺いいたします。

新田知事 委員御指摘のとおり、データセンターあるいは半導体関連産業など、今後の成長が見込まれる分野の企業誘致において、こういった企業は環境意識が高いところが多いと思うので、

再生可能エネルギーを安定的に確保しておくことは企業の立地判断における極めて重要な要素となっています。富山県が有する豊かな水資源、そしてそれを生かした水力発電が強みだと思っていますが、企業立地や産業振興、GXの推進につなげていくことは、県として大変重要な政策課題と認識しています。

このため、県では2月定例会での議論も踏まえまして、本県の水力資源を活用して、関西圏に電力を供給してこられた関西電力と協議を重ね、去る5月、包括連携協定を締結しました。この協定では、県内の水力発電や太陽光発電の活用など再生可能エネルギーの地産地消を目的とした官民連携スキームの構築、環境意識の高い企業の県内誘致、地域共生・人材育成、そして、スタートアップの4項目について、幅広く連携を進めることにしています。

委員が御指摘のとおり、県内に所在する特定の水力発電所の電力を特定の需要地や企業に直接供給することについては、送配電設備の増強や北陸エリアの需給バランスの調整、制度面の整備など課題があることも事実です。

このため今後、関係事業者や国とも意見交換を重ねて、県内の水力資源の活用の可能性などについて、多角的な視点から整理、検討し、本県が豊富な再生可能エネルギーを有するという強みを、企業誘致や産業振興、GXなどに大いに活用して推進していきたいと考えます。

谷村委員 関西電力との包括連携協定を活用しながら、しっかりと進めていただきたいと思います。また、県内における再生エネルギーの利活用拡大を進めていくという県の考えはよく理解できました。エネルギーを活用した仕組みづくりについても、今後いろいろな課題があると思いますが、関西電力との協議を進めていただきながら、具体的に進めていただければありがたいと思っております。

続きまして、再生可能エネルギーの地産地消についてお伺いいたします。本県で発電された再生可能エネルギーを県内で活用していくことは、温室効果ガスの排出削減による脱炭素化の推進だけでなく、企業や住民から選ばれる地域づくり、さらには地域価値の向上にもつながるものと考えます。

また県では、富山県カーボンニュートラル戦略において、2050年までのカーボンニュートラル実現を掲げておりますが、その達成のためには再生可能エネルギーの導入拡大と利用促進を一層加速していく必要があります。

そこで関西電力との包括連携協定を生かし、県内における再生可能エネルギーの活用拡大に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、山室商工労働部長にお伺いいたします。

山室商工労働部長 富山県カーボンニュートラル戦略に掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーの導入拡大と利用促進を一体的に進めることが重要です。

とりわけ本県で生み出される再生可能エネルギーを県内で活用することは、脱炭素化にとどまらず企業立地や地域産業の競争力強化など、委員御指摘のとおり地域全体の価値向上につながるものと認識しております。

こうした中で、知事から答弁申し上げましたとおり、去る5月に関西電力との包括連携協定を締結しまして、県内の再生可能エネルギーの地産地消を目的とした官民連携スキームの構築に向け、同社のリソースや知見を生かしながら、連携できる関係を築けたことは大変意義があることだと考えております。

先ほどの知事の答弁のとおり、技術面、制度面の課題の整理を行うとともに、これに加えて、電気事業者が需要家である企業の工場の屋根などに太陽光パネルを設置し、発電した電気を企業が自家消費できるオンサイト型脱炭素事業の展開、ため池など水上に太陽光パネルを設置するフロート型太陽光発電

の導入などについて検討してまいりたいと考えております。

また、脱炭素化の推進には広く県民の理解醸成も重要でありますことから、県内学校への出前授業などの教育支援や地域の環境活動などとも連携した取組を進めていきたいと考えております。

今後とも包括連携協定をしっかりと生かしまして、本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの活用拡大により、カーボンニュートラルの実現と地域価値の向上につながる取組を着実に進めていきたいと考えております。

谷村委員 本県の大きな強みであります、豊富な水力発電資源を、ぜひ地域の成長や産業振興につなげていただきたいと思います。

続きまして、問3の教育の振興について質問いたします。

1点目は県立高校の募集定員についてです。少子化の進行に加え、私立高校授業料の無償化などを背景としました進路選択の変化により、本県の県立高校の入試において、定員割れとなる学校や学科が増加しております。2次募集を実施してもなお、募集定員に達しない学校も見受けられています。

県教育委員会におかれましては、これまでも学級減などによる定員調整を行ってこられましたが、現在の定員割れの状況を踏まえると、募集定員については実態に即した見直しが必要であり、将来の生徒数の減少も見据えながら場合によっては思い切った定員削減も視野に入れた適正化を進めるべきと考えます。

もちろん、地域における学びの機会の確保や学校の特色づくりは重要であります。しかしながら、定員と実際の志願者数との乖離が大きくなれば、県立高校のみならず、私立高校においても、募集計画や学級編制、教員配置などに影響を及ぼし、学校運営や教育体制の維持にも支障を来しかねません。

そこで、県立高校の募集定員について、近年の志願状況や中学校卒業者数の推移、さらには私立高校授業料無償化の影響な

ども踏まえ、来年度以降の入試に向けて募集定員の見直しを検討すべきと考えますが、広島教育長の所見をお伺いいたします。

広島教育長 今ほど委員から御指摘いただきましたとおり、近年この全日制県立高校一般入試選抜におきまして、志願倍率が低下を続けております。

これは、私立高校を含む授業料の実質無償化の影響、また公私比率の撤廃、通信制を含む学びの多様化の変化などが、生徒、保護者の方々の学校選択意識に影響しているのが大きいと分析しております。

このような中、学級編成につきましては、昨年度から、各校の学科ごとに直近4年間の中学校別志願の状況と、当年度末の各中学校の卒業予定者数から翌年度の志願者見込み数を推計し、1学級40人を基本として募集定員を設定することを決定したところです。

委員御発言の趣旨に沿ったものとも思いますが、生徒のニーズを踏まえた定員設定としているところでございます。加えて、県内の私立高校には少ない職業系専門学科につきましては、学びの場の確保の観点から、必要に応じて少人数学級により学級数を維持することとしたところでございます。

来年度、令和9年度の学級編制でございますが、現在、今ほど申し上げました昨年度整理した基本的考え方をベースに、それに加えて、第1期の高校再編・再構築に伴い、閉校となる高校において、生徒が日々の授業や学校行事、そして部活動など充実した学校生活を送れる教育環境の維持や、新時代とやまハイスクール構想の開設に向けた環境整備などの観点からも進めているところでございます。

いただきました御意見も踏まえつつ、中学校卒業予定者数の状況、また生徒のニーズを踏まえまして、適切な学級編制を進めてまいりたいと考えております。

谷村委員 具体的な学級編制がどうなるかというのは見えなかったのですが、普通科におきましても多くの定員割れが起こっていると思います。定員割れになることによって、私立高校につきましても、県立高校の予測ができないことにより、学校運営にも非常に影響してくると思うのですが、その私立高校に対する配慮ということについては、何か御意見もあれば、お聞かせいただきたいと思います。

廣島教育長 普通科も含めました定員につきましては、これまで公私比率というものを長らく設けてきたものを、時代の流れを踏まえて、この公私比率を撤廃して、公私が責任を持って定員を設定していくと昨年度からなったわけです。

学級単位で定員を設定しているということもあり、40の倍数とイメージしていただければよろしいかと思いますが、それを60にするとといった手法を取っていないということで、定員については学級の設置数、クラス数で影響があるということで、足りないとか満たされない部分も出てくるが多々出ているということは御理解いただきたいと思います。

一方で、私学への配慮も必要です。そこにつきましては、今ほど委員から言われましたとおり、実態に応じた定員をなるべく設定していくということで、公私が協調して高校教育の魅力を高めていくというスタイルを取っていきたいと考えております。

谷村委員 適正に実態に応じた募集定員にしていいただければと思います。

続きまして、不登校、いじめのS O Sにおける対応について質問いたします。

近年、不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、本県においても重要な教育課題となっています。また、いじめ問題につきましても、早期発見、早期対応が極めて重要であり、子供

たちが発する大きなＳＯＳを見逃さない体制づくりが求められています。

こうした中、県教育委員会では子供たちが悩みや困り事を抱えた際に適切に助けを求める力を育むため、富山県版「ＳＯＳの出し方に関する教育」プログラムを作成し、県内学校での活用を進めておられます。子供たちの命や心を守る観点から、大変意義のある取組であると承知しております。

一方で、こうした取組はプログラムを実施するだけではなく、子供から発せられたＳＯＳを学校がどのように受け止め、どのように対応するかが何より重要であると思います。

しかしながら、学校ごとの教職員体制や経験に差がある中で、プログラムの活用状況や初期対応にばらつきが生じることも懸念されます。特に、不登校やいじめの兆候が見られる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関や福祉機関などとの連携が必要となるケースもありますが、対応が遅れば問題の深刻化につながるおそれもあります。

そのため、各学校の裁量に委ねるのではなく、ＳＯＳを把握した際の対応手順や関係機関との連携方法、好事例や課題事例の共有などについて、統一したルールや運用体制を整備することが重要と考えます。不登校、いじめ対策におけるＳＯＳ対応について、どの学校においても適切かつ迅速な対応ができるよう、全県で統一した運用体制を整えるべきと考えますが、所見を広島教育長にお伺いいたします。

広島教育長 不登校やいじめの重大事態発生件数が増加します中、児童生徒のＳＯＳを早期に把握し、適切な支援につなげるため、県教育委員会ではこれまで、いじめ事案の初期対応の手順や専門機関との連携方法を示した「いじめ事案初期対応実践フローチャート」や、教員が児童生徒の小さなＳＯＳに気づくための、「ＳＯＳの見つけ方・受け止め方事例集」などを作成し、各学

校及び市町村教育委員会に周知するなど進めてまいりました。

また、今委員からも御指摘がございましたが、児童生徒が助けを求める力を身につけていくことも大切なことですので、児童生徒が自らの状態に気づき、信頼できる大人に助けを求める力を養っていけるよう、富山県版ＳＯＳの出し方に関する教育プログラムを作成し、今年度から全ての小・中・義務教育学校及び高等学校で実践しております。

このプログラムにつきましては、年度当初に行います、原則全校長、全教頭が参加する研修会をはじめ、生徒指導主事研修会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの合同研修会、また、カウンセリングリーダー研修会などにおきまして、資料やプログラムの活用方法について説明し、日常の教育活動の中で多くの教員が活用できるよう、共通理解の醸成に努めているところです。

不登校やいじめにつきましては、早期の対応がポイントとなり、教職員がこれを認識した上で、今後、このＳＯＳの出し方に関する教育プログラムの各校における活動の効果検証を行いますほか、先ほど申し上げました、「いじめ事案初期対応実践フローチャート」や、「ＳＯＳのを見つけ方・受け止め方事例集」とセットで、全県において児童生徒の助けを求める力を育てまいります。

谷村委員 使われていく中で、好事例や課題の共有ができ、それを連携しながら県内どの学校においても適切かつ迅速に対応が行われる体制づくりに引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、教員の働き方改革について質問いたします。

教員の長時間勤務の解消に向けてスクール・サポート・スタッフをはじめとする、外部人材の配置や校務のデジタル化など、様々な取組が進められております。

しかしながら、様々な支援スタッフが増えているにもかかわらず、学校現場からは依然として、教師としての本来の業務以外の業務がいまだに多い、教師としての本来業務である授業準備や児童生徒への十分な時間が確保できないなどといった声が聞かれます。

また、時間外勤務の削減につきましても、各学校や個々の教員の努力に委ねられている面が多く、現場の工夫や努力だけでは限界に達しているのではないかと感じております。教員が子供たちと向き合う時間を確保するためには、業務を増やさないだけではなく、業務そのものを減らす視点が必要であると考えます。

そのためには、学校現場の判断に委ねるのではなく、全県的な視点から業務の見直しを進めるべきではないでしょうか。全県一律で廃止、縮小すべき学校行事や報告業務について、県としてガイドラインを明示し、教員の負担軽減をさらに進めるべきであります。

そこで教員の働き方改革について、県教育委員会の主導により、トップダウンで大胆な業務スクラップを断行すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

広島教育長 教員の働き方改革に関する教育委員会の取組を少し御紹介させていただきますと、これまでも部活動指導員など外部人材の配置や校務支援システム導入などの業務効率化に加えまして、学校への調査照会、作品募集についての精選を関係機関に呼びかけるなど、学校の意見も聞きながら業務自体の縮減に取り組んできたところです。

また、学校の行事につきましても、これまで週休日に実施していた行事を平日実施にするなど、各学校で効率化を進めているところです。

こうした中、昨年、国の中央教育審議会の特別部会におきま

して、現在教員が行っている様々な業務を、「学校と教師の業務の3分類」として、1つ目には学校以外が担うべき業務、2つ目に教師以外が積極的に関与する業務、3つ目に教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、この3つに整理されることとなりました。

また、市町村を含めて各教育委員会においては、これを踏まえ、業務の優先順位を定め、見直しの徹底を図ることとされたところです。これを踏まえ、県教育委員会では県立高校におきます働き方改革推進プランを去る2月に策定し、業務改善の推進を第1の柱として取組を進めて、事務局の各室課の実務責任者から成る県立学校働き方改革推進チームを設置し、国が示します業務の3分類に基づく課題整理の上、業務のさらなる精選やDXの推進などを検討していくこととしております。

今後、こうした県の取組につきまして、小中学校教職員の服務の監督権者でございます、市町村教育委員会にお示しするなど、互いに情報共有を図りまして、学校現場の実情把握に努め、教員が本来業務に専念できる教育環境の整備に努めてまいります。

谷村委員 教員の働き方改革に向けた様々な取組を進められておられることは理解しました。その上で、改めて学校業務で行われている業務の洗い出しを再度していただきまして、まだまだなくしてもよい、削減してもよい業務がある気しますので、そういったところは、県、県教育委員会の主導で進めていただきたいと思います。とおっております。

最後に、県立学校における部活動遠征時等の移動の安全確保について質問いたします。

先般、磐越自動車道におきまして発生したバス事故は、多くの人々に大きな衝撃を与えました。学校活動におきましても、部活動の大会や練習試合、各種行事などで長距離移動を伴う機

会は少なくなく、安全確保は何よりも優先されるべき課題であります。

県教育委員会では、この事故を受けて、県立学校における移動実態調査を実施したということではありますが、遠征や大会参加等における移動手段や移動距離、運行体制などの実態をどのように把握しているのか確認をしたいと思います。

その上で、調査結果を踏まえ、移動の安全確保については各学校の判断や対応に委ねるのではなく、県として統一的な考え方や基準を示すことが重要だと思っております。

調査結果を踏まえ、移動時の安全管理に関する指針やガイドラインを整備し、学校間で安全対策に差が生じないようにするとともに、生徒や教職員が安心して学校活動に取り組める環境づくりを進める必要があると考えます。

そこで、県立学校における部活動遠征時の移動の安全性確保について、現状をどのように把握し、今後どのように対策を講じているのかお伺いたします。

広島教育長 生徒の移動時の安全確保に関しまして、事故対策の観点から生徒の移動手段を原則として、貸切りバスなどの借り上げや公共交通機関の利用によることとしているところです。

この例外として、公共交通機関の運行状況や移動先での業務の実施の必要性などに鑑みまして、緊急時の連絡体制が確立していること、保護者の了解を得ていること、一定額以上の補償内容の任意の自動車保険に加入していること、これら緊急時の3つの対策が取られていると確認できることを前提としまして、さらに、これに2点加えまして、1日の操車時間が4時間を超えないこと、かつ、県外の場合、行き先は福井県を含む隣接県に限ることとして、運転者の過労運転を防止する措置が取られていると認められる場合に限り、学校長の判断で例外的に教職員が運転する私有車を利用して生徒を移送することを認めてい

る。これが今の規定でございます。

各県立高校はこの基準に基づき、安全管理を行っているものと認識しております。

永森委員長 教育長、簡潔に答弁をお願いします。時間が過ぎております。

廣島教育長 磐越道でのバス事故を受けまして、国では文部科学省と国土交通省が連絡して部活動における移動時の安全対策について検討されております。近々安全対策がまとめられるとお聞きしております。今私どもが実態調査、そして追加の補足調査も行っているところです。

調査結果につきましては、国の安全対策の内容により、さらに精査する必要性の有無を確認して公表していきたいと考えております。

永森委員長 谷村委員の質疑は以上で終了しました。